

事 務 連 絡
平成20年10月9日

法務局民事行政部首席登記官 殿
(不動産登記担当)
地方法務局首席登記官 殿
(不動産登記担当)

法務省民事局民事第二課 千葉補佐官

株式会社日本政策金融公庫が権利者となって申請する先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記について、登録免許税法別表第三の一の二第四欄に規定する財務省令で定める書類の添付に関する取扱いについて

標記について、下記のとおり取扱うこととしますので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

記

- 1 個人に係る債権を担保するために受けるものである場合
 - (1) 債務者と設定者が同じとき
登記義務者の印鑑証明書が1通提供されていれば、これを財務省令で定める書類と兼ねるものとして取扱って差し支えない。
 - (2) 債務者と設定者が異なるとき
債務者に関する財務省令で定める書類の提供を要する。

- 2 法人（国内に本店又は主たる事務所を有するものに限る）に係る債権を担保するために受けるものである場合
 - (1) 債務者と設定者が同じとき
登記義務者である法人の資格証明情報として、登記の申請の日前1月以内に交付を受けた登記事項証明書が1通提供されていれば、これを財務省令で定める書類と兼ねるものとして取扱って差し支えない。
登記の申請の日前1月以内に交付を受けた登記事項証明書が提供されていなければ、別途、登記の申請の日前1月以内に交付を受けた当該法人の登記事項証明書の提供を要する。
申請を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同一の登記所又は同一の登記所とみなされる場合であっても、登記の申請の日前1月以

内に交付を受けた登記事項証明書の提供を要する（資格証明情報の省略と同様の取扱いはできない。）。

- (2) 債務者と設定者が異なるとき
債務者に関する財務省令で定める書類の提供を要する。